

株主各位

福岡市博多区那珂三丁目28番5号

ロイヤルホールディングス株式会社

代表取締役社長 **今井明夫**

第57期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第57期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
1. 第57期（平成17年1月1日から平成17年12月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 2. 第57期（平成17年1月1日から平成17年12月31日まで）貸借対照表および損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。
- 決議事項
- 第1号議案 第57期利益処分案承認の件
本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき20円（普通配当10円、特別配当10円）と決定いたしました。
- 第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は、後記「定款新旧対照表」のとおりであります。
- 第3号議案 取締役1名選任の件
本件は、原案どおり、前原和洋氏が選任され、就任いたしました。
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
本件は、原案どおり、監査役谷正明氏の補欠監査役として浜田一典氏、監査役永田昇氏の補欠監査役として神子田健博氏がそれぞれ選任されました。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件
 本件は、原案どおり承認可決され、取締役の報酬額は平成19年度より「年額2億円以内と定めた固定枠と、前営業年度の連結当期純利益の2.0%以内と定めた変動枠の合計額」に改定されました。

以上

定款新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は8,000万株とする。但し、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は12,000万株とする。但し、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</p> <p>(報酬) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(補欠監査役の選任) <u>第29条 当社は法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者(以下、「補欠監査役」という。)をあらかじめ選任することができる。</u> <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初の定時株主総会が開催される時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 <u>前条第1項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
第 <u>30</u> 条 └ (条文省略) 第 <u>32</u> 条 (報酬及び退職慰労金) 第 <u>33</u> 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主 総会の決議によってこれを定める。 第 <u>34</u> 条 └ (条文省略) 第 <u>38</u> 条 <u>附 則 第 7 条の変更は、平成18年 1 月 4 日か ら効力を発する。</u>	第 <u>31</u> 条 └ (現行どおり) 第 <u>33</u> 条 (報酬) 第 <u>34</u> 条 監査役の報酬は、株主総会の決議によ ってこれを定める。 第 <u>35</u> 条 └ (現行どおり) 第 <u>39</u> 条 (削 除)

以 上

利益配当金のお支払いについて

第57期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」により、最寄りの郵便局で、平成18年3月29日から平成18年4月28日の間までにお受け取りください。

なお、銀行等口座振込をご指定の方には、同封の「利益配当金計算書」および「配当金のお振込先について」をご確認ください。

以 上